

回 覧

発信年月日：令和8年 5月20日（水）

発信元：下郷町役場町民課生活安全係

電話：0241-69-1133

令和8年度 第1回 町内一斉清掃の実施について

日頃より、町環境美化の推進にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。
国・県では、毎年「環境美化行動の日」を定め生活環境の保全・公衆衛生の向上に努めています。
本町でもこの趣旨を踏まえ、下記のとおり今年度第1回目の一斉清掃を実施いたします。
お忙しいところ恐縮ですがご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 **令和8年6月7日（日） 午前5時00分から7時00分**
- 2 場所 行政区内の主要道路、公共施設、広場、公園、集会所など
- 3 収集 ごみ収集業者に委託しますので必ず指定の袋、指定の集積所に置いて下さい
- 4 その他 資源ごみの洗浄・分別などが難しいことから、可燃・不燃のみで出して下さい

※この一斉清掃で家庭用のごみを出す方が見受けられますが、家庭用ごみは収集いたしませんので、決められた収集日に出すようお願いします。

～ 分ければ資源・分けないとごみ ～

- (1) 正しく分別し、指定された袋で指定の場所へ。
分別が悪く取り残されたごみを、保健委員の方が分別している例があります。
取り残された違反ごみは、中身を確認し正しい分別をして排出しましょう。
各集積所は、清潔に維持管理をしましょう。
- (2) 循環型社会のキーワード3R。ごみ減量や資源物のリサイクルを進めましょう。
Reduce : リデュース (減らす)
Reuse : リユース (再使用)
Recycle : リサイクル (再生利用)
- (3) 不法投棄は法律により罰せられます。自分の土地でもごみを捨てることは、法律で禁止されています。
不法投棄を行った者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
- (4) 家庭のごみや、事業により発生するごみを焼却することは法律で禁止されています。これにより火災も発生しています。
不法にごみを焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)